



山形県公報

平成25年4月9日（火）
第2434号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…503
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…504
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…同
- 同……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…505
- 同……………（ 同 ）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…506
- 同……………（庄内総合支庁農村計画課）…同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（管 財 課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…507
- 同……………（ 同 ）…508
- 同……………（ 同 ）…509

## 告 示

### 山形県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 永 田 歯 科 医 院       | 上山市美咲町二丁目38番1号      | 平成25. 3. 18 |

### 山形県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地  | 廃止年月日       |
|-----------|-------------|-------------|
| 永田歯科医院    | 上山市元城内3番62号 | 平成25. 3. 17 |

**山形県告示第368号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|-----------|--------------------------|----------------|-------------|
| 永田歯科医院    | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 上山市美咲町二丁目38番1号 | 平成25. 3. 18 |

**山形県告示第369号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
せんじゅ在宅サービス  
山形市深町一丁目2番5号
- 届出の内容

| 指定介護機関の所在地   |              | 変更年月日      |
|--------------|--------------|------------|
| 変更前          | 変更後          |            |
| 山形市上町二丁目3番2号 | 山形市深町一丁目2番5号 | 平成25. 3. 1 |

**山形県告示第370号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人くれよんはうす<br>新庄市金沢1439番地22 | さくらはうす<br>新庄市大字鳥越字駒場1345番地5 | 就労移行支援      | 平成25. 3. 29 |

**山形県告示第371号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|------------------------------------------|--------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人酒田市あすなろ福祉会<br>酒田市緑町14番16号          | 障害者支援事業所あすなろ<br>酒田市緑町14番16号          | 就労継続支援（B型）  | 10名 | 平成25. 3. 13 |
| 特定非営利活動法人支援センターなのはな畑<br>酒田市上黒川字家ノ東19番地の2 | 特定非営利活動法人支援センターなのはな畑<br>酒田市福山字貝ラケ8番地 | 生活介護        | 10名 | 同 3. 18     |

**山形県告示第372号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人酒田市あすなろ福祉会<br>酒田市緑町14番16号 | 障害者支援事業所あすなろ<br>酒田市緑町14番16号 | 就労移行支援      | 平成25. 3. 13 |

**山形県告示第373号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二口堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 監 事      | 鈴 木 傳 吉 | 山形市落合町294番地 |

**山形県告示第374号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二口堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 監 事      | 鈴 木 昭 一 | 山形市落合町142番地 |

## 山形県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
白川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市今泉552番地
- 3 認可年月日  
平成25年3月27日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大町溝土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市砂越字小形111番地
- 3 認可年月日  
平成25年3月27日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                    | 日 時                      | 入札に付する物件                                                | 予定価格       |
|----------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------|------------|
| 米沢市金池七丁目1番50号<br>置賜総合支庁本庁舎2階<br>201会議室 | 平成25年5月22日（水）<br>午前10時   | 南陽市高梨字畑田581番5<br>宅地（実測）295.12平方メートル<br>（公簿）295.10平方メートル | 3,390,000円 |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎3階<br>302会議室 | 平成25年5月22日（水）<br>午後1時30分 | 長井市まもの上2078番6<br>宅地 167.48平方メートル                        | 2,160,000円 |
|                                        | 平成25年5月22日（水）<br>午後3時    | 長井市大町154番12<br>宅地 815.21平方メートル                          | 7,050,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していない者。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                | 場 所                                | 日 時                    |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 南陽市高梨字畑田581番5<br>宅地（実測）295.12平方メートル<br>（公簿）295.10平方メートル | 米沢市金池七丁目1番50号<br>置賜総合支庁本庁舎2階201会議室 | 平成25年4月25日（木）<br>午前10時 |
| 長井市ままの上2078番6<br>宅地 167.48平方メートル                        | 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎1階102会議室 | 平成25年4月25日（木）<br>午後2時  |
| 長井市大町154番12<br>宅地 815.21平方メートル                          |                                    |                        |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに河北町役場において平成25年8月9日まで縦覧に供する。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ河北店  
西村山郡河北町谷地中央四丁目8番地の5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

渡部昇

西村山郡河北町西里3149番地

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 76台

(変更後) 64台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 3か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項 平成25年11月20日

(2) 3の(2)に掲げる事項 平成25年3月20日

5 届出年月日

平成25年3月19日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年8月9日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに庄内町役場において平成25年8月9日まで縦覧に供する。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ余目店

東田川郡庄内町余目字滑石38番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称             | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |

(変更後)

| 名 称        | 住 所            | 代表者の氏名 |
|------------|----------------|--------|
| 株式会社ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板垣宮雄   |
| 株式会社ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山澤 廣   |

## 4 変更年月日

平成25年3月21日

## 5 届出年月日

平成25年3月21日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年8月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに庄内町役場において平成25年8月9日まで縦覧に供する。

平成25年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ余目店

東田川郡庄内町余目字滑石38番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,028平方メートル

(変更後) 3,230平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 駐車場の収容台数

(変更前) 221台

(変更後) 156台

## ロ 駐輪場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおりに

(変更後) 縦覧に供する図面のとおりに

## ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 59.24平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

(変更後) 100平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

## ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 45.09立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

(変更後) 49.09立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおりに）

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 3か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## 4 変更年月日

(1) 3の(3)に掲げる事項 平成25年7月1日

(2) (1)以外の事項 平成25年11月23日

## 5 届出年月日

平成25年3月22日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年8月9日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見